

「多文化子育てサロン」設置促進事業 委託要綱

1 目的

乳幼児を育てる外国人県民が、日本人親子との交流の中で、子育ての楽しみを感じていただくとともに、子どもに言葉を教えるポイントなどを学ぶ「『多文化子育てサロン』設置促進事業」の実施を県内3か所（豊田市、半田市、大府市 各1か所）で委託する。

2 業務内容

(1) 外国人親子・日本人親子の交流・相互理解を促進する取組の実施

なお、取組の実施に当たっては、次の資料等を参考にすること。

- ・『多文化子育てサークル』実施マニュアル」第3章（2017年度作成）

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/tabucircle-manual.html>

- ・『多文化子育てサロン』設置促進事業」における過年度の取組事例

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/tabunka/tako-salon.html>

(2) 開催回数

6回以上

(3) 開催場所

豊田市、半田市、大府市 各1か所

(4) その他

- ・参加者は、10組以上とする。また、各回、日本人親子及び外国人親子の双方が参加するよう工夫すること。
- ・活動の中で、本県が2017年度に作成した「あいち多文化子育てブック」を配布・活用すること。
- ・市町村、保育所・幼稚園などをはじめとした他機関・団体に事業の必要性や意義について理解いただいた上で、連携して実施すること。
- ・保健センター・子育て支援センター・児童センター・既存の子育てサークルなど、既に子育てをしている保護者やその子どもが交流できる場として機能している機関や、外国人コミュニティなどの他機関・団体と連携して実施すること。
- ・事業の実施にあたり、あいち地域日本語教育コーディネーターからの助言等を必要に応じて企画に反映させるよう努めること。
- ・新型コロナウイルス感染症拡大状況を踏まえ、必要に応じてオンラインでの開催に切り替えるなど、事業実施の現実性を担保できるような体制・手法を整えていること。

3 報告書の提出

(1) 提出物

事業報告書を Word 及び PDF 形式で作成し、これを格納した電子媒体 (CD-R 等) を 1 部提出すること。なお、当該報告書については本県の公表資料とすることを前提とし、著作権や肖像権に注意して作成すること。

(2) 提出場所

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 2 号
愛知県県民文化局県民生活部社会活動推進課多文化共生推進室
TEL : 052-954-6138 (ダイヤルイン)

(3) 提出期限

2022 年 2 月 25 日 (金)

4 留意事項

- (1) 本事業は、受託者で有している知識等に基づき業務を遂行するものとする。
- (2) 本事業は、文化庁の補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用して実施するものであり、「愛知県地域日本語教育推進補助金」を始め、他の地方公共団体が実施する助成制度を活用して実施することはできないものとする。
- (3) 本事業により作成する一切の成果物の権利は全て本県に帰属するものとする。なお、開発者が著作権を保有しパッケージ化されているソフトウェア等については、開発者が著作権を保有するものとし、その権利の取扱いについては受託者により適切に処理を行うものとする。
- (4) 事業実施において、個人情報等の保護すべき情報を取り扱う場合は、その取扱いに万全の対策を講じること。
- (5) 採用された企画に基づき本事業を実施することとするが、事業の実施に当たっては、本県と受託者との協議の上で内容を変更することがある。
- (6) 事業実施にあたっては事前に県と十分協議するとともに、事業実施中についても、事業経過内容全般を常に把握している専任の担当者(本県との連絡調整担当者)を置き、進捗状況を逐次報告すること。
- (7) 委託業務を遂行する上で必要となる一切の経費は、受託者が負担すること。
- (8) 愛知県のロゴマークを使用する場合は、あらかじめ委託者に相談して許可を得ること。
- (9) 本事業は、文化庁の補助事業「地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業」を活用した事業であるため、会計検査院の实地検査等の対象となること。
- (10) その他、本委託要綱に定めのない事項は、本県及び受託者の協議により定めるものとする。